



# 島根県報

平成26年5月23日（金）

第2,599号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任の届出（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除（4件）	（       "      ）	3

### 【公 告】

平成26年度調理師試験の実施	（健 康 推 進 課）	5
基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	6

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援	（病 院 局）	6
サービス業務に係る随意契約の相手方等		
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（       "      ）	7

**告 示****島根県告示第322号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社馬庭商店	島根県雲南市木次町里方613番地2	平成26年 4 月30日

**島根県告示第323号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
香川 亮介	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成26年 4 月30日
松井 浩輔	腎・透析科	総合病院松江生協病院	松江市西津田八丁目 8－8	平成26年 4 月30日
築谷 康人	整形外科	総合病院松江生協病院	松江市西津田八丁目 8－8	平成26年 4 月30日
明石 浩介	整形外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917－2	平成26年 4 月30日
三浦 直也	内科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917－2	平成26年 4 月30日

**島根県告示第324号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

矢野 正紀 松江市西津田四丁目 4 番48号

監事

加村 修二 松江市西津田十丁目11番14号

2 就任年月日

平成26年 1 月24日

**島根県告示第325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

嵐谷 和則 仁多郡奥出雲町竹崎348番地

2 就任年月日

平成26年 3 月21日

---

**島根県告示第326号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市見々久町字舟ヶ谷1569、2483、字竹ヶ谷平1571、字竹ヶ谷2484、所原町字投石西平4457-5、字投石4961-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第327号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1117-35

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

---

**島根県告示第328号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市熱田町1935-2
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**島根県告示第329号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町門田814-7
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
林道用地とするため

**島根県告示第330号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
益田市美都町宇津川イ713-61
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**公**

**告**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成26年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年5月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 試験日時

平成26年9月11日（木）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 島根県隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、450円（簡易書留料金を含む。）分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課）に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成26年6月25日（水）から同年7月10日（木）まで（郵送の場合は、平成26年7月10日（木）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成26年8月1日（金）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成26年10月22日（水）午前10時に、合格者の受験番号を県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともに、島根県の

ホームページに掲載する。また、同日以後に合格証を送付する。

#### 8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。  
なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

#### 2 作業期間

平成26年 7 月 1 日から平成27年 1 月31日まで

#### 3 作業地域

益田市

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 5 月23日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

#### 1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

#### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 3 月26日

#### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 吉岡 宏 島根県松江学園南二丁目10番14号

#### 5 随意契約に係る契約金額

112,447,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

#### 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 5 月23日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 3 月24日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

153,325,828円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。